



鳥取県公報

平成22年 3 月 26 日 (金)
第 8 1 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正 (152) (県民室) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (153) (福祉保健課) 2
	中海に係る湖沼水質保全計画の策定 (154) (水・大気環境課) 3
	流出水対策地区の指定 (155) (〃) 3
	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可 (156) (景観まちづくり課) 3
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出 (157) (〃) 4
	鳥取県土地利用基本計画の変更 (158) (〃) 4
	森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (159) (森林・林業総室) 5
	森林整備事業等の指名競争入札の調達公告に係る共通事項 (160) (〃) 8
	土地収用法による土地の立入り (161) (県土総務課) 12
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (162) (技術企画課) 12
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (163) (〃) 13
	県道の区域の変更 (164) (道路企画課) 14
	県道の供用の開始 (165) (〃) 14
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (166) (治山砂防課) 14
	土砂災害警戒区域の指定 (167) (〃) 15
	土砂災害特別警戒区域の指定 (168) (〃) 16
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (169) (八頭総合事務所県民局) 17
	土地改良法による換地処分 (2 件) (170・171) (中部総合事務所農林局) 18
	土地改良区の役員の退任 (172) (〃) 18
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (173) (西部総合事務所福祉保健局) 19
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (10) 19
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会特別支援教育課) 19

告 示

鳥取県告示第152号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1～5 略</p> <p>6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を<u>県民課並びに東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局</u>（以下「<u>県民課等</u>」という。）で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>7 会議録及び会議資料の公開 （1） 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を<u>県民課等</u>及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。</p> <p>（2） 略</p> <p>8 審議会等調書の作成及び公開 （1）及び（2） 略 （3） （1）又は（2）により提出された審議会等調書は、<u>県民課等</u>で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を<u>県民室並びに中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局</u>（以下「<u>県民室等</u>」という。）で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>7 会議録及び会議資料の公開 （1） 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を<u>県民室等</u>及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。</p> <p>（2） 略</p> <p>8 審議会等調書の作成及び公開 （1）及び（2） 略 （3） （1）又は（2）により提出された審議会等調書は、<u>県民室等</u>で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>9及び10 略</p>

鳥取県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市西町86-3	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市西町86-3	平成22年1月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市西町86-3	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市西町86-3	平成22年1月1日

鳥取県告示第154号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び総務部県民室並びに各総合事務所県民局及び生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第155号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第25条第1項の規定に基づき、流出水対策地区として米子湾流域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第156号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事業施行期間
変更前 平成8年7月30日から平成22年3月31日まで
変更後 平成8年7月30日から平成27年3月31日まで
- 2 施行地区
変更なし
- 3 事務所の所在地
境港市上道町3000
- 4 設立認可の年月日
平成8年7月26日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
事務所の掲示場及び施行地区に隣接する場所で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日
平成22年3月12日

鳥取県告示第157号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

退任した理事の氏名及び住所

松 本 ・ 境港市上道町1905
米 田 幸 久 境港市外江町1984-2
山 根 勝 美 松江市西浜佐陀町495-4
井 上 博 夫 松江市黒田町495-4
足 立 聡 境港市福定町104

平成22年2月23日退任

就任した理事の氏名及び住所

松 本 ・ 境港市上道町1905
米 田 幸 久 境港市外江町1984-2
山 根 勝 美 松江市西浜佐陀町495-4
井 上 博 夫 松江市黒田町495-4
足 立 聡 境港市福定町104

平成22年2月23日新任 任期5年

鳥取県告示第158号

鳥取県土地利用基本計画を平成22年3月16日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、南部町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課及び南部町企画政策課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第159号

平成22年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）

- オ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
- (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有すると判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
- ア いずれかの入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- イ いずれかの入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- ウ いずれかの入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札者の代表取締役」を「いずれかの入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。
- (4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1 に掲げる条件を具備する入札参加者が 1 者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (イ) 入札参加有資格者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。) において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。
- (2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。

- (1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室
電話 0857-26-7425、7431、7432、7433又は7824

- (2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部森林・林業総室林政企画室
電話 0857-26-7254又は7301

様式第 1 号

森林整備事業等の制限付一般競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の制限付一般競争入札への参加を希望します。

事業名 _____

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

(ふ り が な)

商号又は名称

(ふ り が な)

代表者職・氏名

印

電話番号・FAX番号

1. 配置予定専門技術者の氏名
2. 配置予定現場代理人の氏名

鳥取県告示第160号

平成22年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の公募に関する方法等については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
- (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
- (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
- ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
- イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）
- ウ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
- エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
- オ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
- (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有すると判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
- ア いずれかの入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- イ いずれかの入札者和其他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- ウ いずれかの入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札者の代表取締役」を「いずれかの入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。
- ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ その他調達公告に定める書類

- (2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間までに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。
- (4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 入札参加者は、1に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
- (2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）をインターネットの県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。）に掲載する。
- (3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲載の日から4日（休日を除く。）以内に、書面により非指名理由について発注機関（森林整備事業等の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
- (4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 入札においては、会計規則第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

- (6) 天災その他の理由により指名競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の

全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加有資格者が、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、県HPに掲載するものとする。

6 応募手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 応募書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

7 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。

(1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7425、7431、7432、7433又は7824

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業総室林政企画室

電話 0857-26-7254又は7301

様式第1号

森林整備事業等の限定公募型指名競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の限定公募型指名競争入札への参加を希望します。

事業名 _____

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

(ふ り が な)

商号又は名称

(ふ り が な)

代表者職・氏名

印

電話番号・FAX番号

1. 配置予定専門技術者の氏名

2. 配置予定現場代理人の氏名

鳥取県告示第161号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高压架空電線路 八東大内線No. 43からNo. 56までの経年鉄塔建替に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷、大字西野字青木、字井古途、字金山東平、字越道山、字越道、字小屋ノ谷、字大横山、字小谷、字小横山、字天王谷、字鋸山、字ツルギ、字西山、字西垣内、字岸下タ通り、字下淀、字清右エ門田、字門口、字中嶋田、字堀田垣内、字大將軍、字城山下タ及び字城山並びに大字郷原字上ミ河原及び字中河原地内

4 立ち入ろうとする期間

平成22年4月15日から同年10月15日まで

鳥取県告示第162号

平成20年鳥取県告示第260号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）<u>又は平成21年鳥取県告示第696号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>

鳥取県告示第163号

平成20年鳥取県告示第261号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）<u>又は平成21年鳥取県告示第696号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>

鳥取県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
若桜湯村温泉線	変更前	八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-10地先から同大字字和田967地先まで	6.0~16.0	178.0
		八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-2地先から同大字字地免田726-1地先まで	8.5~14.0	165.0
	変更後	八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-10地先から同大字字和田967地先まで	7.0~16.0	178.0

鳥取県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
若桜湯村温泉線	八頭郡若桜町大字赤松字柳ヶ坪927-10地先から同大字字和田967地先まで	平成22年4月1日

鳥取県告示第166号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

坂原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字坂原字室鼻325	1号
八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ越710	2号
八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ下256-7	3号
八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ下256-7	4号
八頭郡智頭町大字坂原字カマ田193-1	5号
八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ下248	6号
八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ下283	7号
八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ下287	8号

鳥取県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

洞谷川（Ⅰ-1-1-1-25）、吐谷川（Ⅰ-1-1-1-26）、小谷川（Ⅰ-1-1-1-28）、モク谷川（Ⅰ-1-1-1-90）、吉岡温泉北谷川（Ⅰ-1-1-1-91）、上小原川（Ⅰ-1-1-1-99）、オカ谷川（Ⅲ-1-1-1-①）、やぶれ谷川（Ⅲ-1-1-1-②）、双六原中南谷（Ⅲ-1-1-1-③）、背戸谷川（Ⅲ-1-1-1-④）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

岩坪A地区（Ⅰ-43）、金沢地区（Ⅰ-70）、内海中第2地区（Ⅰ-1080）、白兔①地区（Ⅰ-1568）、伏野C地区（Ⅰ-1569）、伏野D地区（Ⅰ-1570）、矢矯①地区（Ⅰ-1571）、岩坪①地区（Ⅰ-1572）、小沢見①地区（Ⅱ-3612）、白兔D地区（Ⅲ-4003）、白兔G地区（Ⅲ-4006）、御熊D地区（Ⅲ-4007）、御熊E地区（Ⅲ-4008）、御熊F地区（Ⅲ-4009）、御熊G地区（Ⅲ-4010）、御熊H地区（Ⅲ-4011）、大畑E地区（Ⅲ-4020）、妙徳寺B地区（Ⅲ-4022）、洞谷G地区（Ⅲ-4030）、双六原E地区（Ⅲ-4040）、三津C地区（Ⅲ-4044）、三津D地区（Ⅲ-4045）、吉岡温泉町D地区（Ⅲ-4051）、三山口G地区（Ⅲ-4052）、三山口J地区（Ⅲ-4055）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

家の奥谷川（Ⅰ-2-4-1-1）、桐谷川（Ⅰ-1-1-1-2）、御熊西谷川（Ⅰ-2-4-1-16）、西辛谷川（Ⅰ-1-1-1-17）、家の奥谷川（Ⅰ-1-1-1-18）、下光正寺川（Ⅰ-1-1-1-19）、破れ谷川（Ⅰ-1-1-1-20）、村土居川（Ⅰ-1-1-1-22）、棒谷川（Ⅰ-1-1-1-23）、三谷川（Ⅰ-1-1-1-24）、洞谷川（Ⅰ-1-1-1-25）、吐谷川（Ⅰ-1-1-1-26）、小谷川（Ⅰ-1-1-1-28）、葉ヶ谷川（Ⅰ-1-1-1-29）、河内左谷川（Ⅰ-1-1-1-31）、河内右谷川（Ⅰ-1-1-1-32）、上小谷川（Ⅰ-1-1-1-35）、中ノ谷川（Ⅰ-1-1-1-77）、宮ノ谷川（Ⅰ-1-1-1-78）、上段川（Ⅰ-1-1-1-80）、十谷川（Ⅰ-1-1-1-81）、樵ヶ谷川（Ⅰ-1-1-1-82）、ふど谷川（Ⅰ-1-1-1-84）、妙見谷川（Ⅰ-1-1-1-85）、金原谷川（Ⅰ-1-1-1-86）、尾崎谷川（Ⅰ-1-1-1-87）、椎ノ木谷川（Ⅰ-1-1-1-88）、モク谷川（Ⅰ-1-1-1-90）、吉岡温泉北谷川（Ⅰ-1-1-1-91）、吉岡温泉中北川（Ⅰ-1-1-1-92）、吉岡温泉南谷川（Ⅰ-1-1-1-94）、上小原川（Ⅰ-1-1-1-99）、砂見川（Ⅰ-1-1-1-100）、鯨後川（Ⅰ-1-1-1-101）、仏谷川（Ⅰ-2-4-1-119）、丹防東谷川（Ⅰ-1-1-1-120）、十谷北谷川（Ⅰ-1-1-1-125）、高下沿谷川（Ⅰ-1-1-1-126）、乗漕谷川（Ⅰ-1-1-1-127）、本谷川（Ⅰ-1-1-1-128）、大鳴谷川（Ⅰ-1-1-1-129）、寺谷川（Ⅰ-1-1-1-130）、双六原北谷川（Ⅱ-1-1-1-2）、双六原南谷川（Ⅱ-1-1-1-3）、家ノ奥谷川（Ⅱ-1-1-1-5）、一ツ橋谷川（Ⅱ-1-1-1-6）、本谷川（Ⅱ-1-1-1-7）、瀬田蔵谷川（Ⅱ-1-1-1-8）、奥細見右南谷川（Ⅱ-1-1-1-9）、奥細見左南谷川（Ⅱ-1-1-1-10）、河内東谷川（Ⅱ-1-1-1-11）、細見西谷川（Ⅱ-1-1-1-19）、口細見谷川（Ⅱ-1-1-1-20）、西横縄手谷川（Ⅱ-1-1-1-21）、上原西谷川（Ⅱ-1-1-1-22）、松原東北谷川（Ⅱ-1-1-1-24）、榎谷川（Ⅱ-2-4-1-31）、堤谷川（Ⅱ-1-1-1-32）、笹ヶ谷右谷川（Ⅱ-1-1-1-33）、河内西谷川（Ⅱ-1-1-1-34）、倉見谷川（Ⅱ-1-1-1-40）、ませ谷川（Ⅱ-1-1-1-41）、オカ谷川（Ⅲ-1-1-1-1-①）、双六原中南谷（Ⅲ-1-1-1-1-③）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年法律第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

岩坪A地区(I-43)、宮谷地区(I-53)、細見地区(I-55)、槇原地区(I-56)、河内地区(I-57)、高住地区(I-65)、良田地区(I-66)、三山口A地区(I-67)、三山口B地区(I-68)、三山口C地区(I-69)、金沢地区(I-70)、六反田地区(I-71)、吉岡温泉町B地区(I-73)、瀬田蔵地区(I-74)、洞谷地区(I-75)、三津地区(I-76)、伏野地区(I-77)、小沢見地区(I-78)、内海中地区(I-79)、御熊地区(I-80)、高住A地区(I-1068)、高住B地区(I-1069)、良田A地区(I-1070)、吉岡温泉町A地区(I-1071)、吉岡温泉町C地区(I-1072)、長柄A地区(I-1073)、福井A地区(I-1074)、福井B地区(I-1075)、三津地区(I-1076)、美萩野二丁目地区(I-1077)、伏野B地区(I-1078)、小沢見第2地区(I-1079)、福井C地区(I-1193)、松原地区(I-1194)、松上地区(I-1195)、大塚B地区(I-1196)、良田B地区(I-1197)、桂見地区(I-1198)、大柄地区(I-1200)、宮谷B地区(I-1206)、松上B地区(I-1208)、双六原地区(I-1223)、白兔①地区(I-1568)、伏野C地区(I-1569)、伏野D地区(I-1570)、矢矯①地区(I-1571)、岩坪①地区(I-1572)、伏野地区(I-人工1)、美萩野地区(I-人工2)、白兔地区(II-2001)、白兔B地区(II-2002)、白兔C地区(II-2003)、御熊B地区(II-2004)、御熊C地区(II-2005)、三津B地区(II-2006)、福井D地区(II-2007)、金沢B地区(II-2008)、金沢C地区(II-2009)、金沢D地区(II-2010)、福井E地区(II-2011)、松原B地区(II-2012)、六反田B地区(II-2013)、大畑地区(II-2014)、長柄B地区(II-2015)、大畑B地区(II-2016)、妙徳寺地区(II-2017)、洞谷B地区(II-2018)、洞谷C地区(II-2019)、双六原B地区(II-2020)、良田C地区(II-2021)、良田D地区(II-2022)、高住C地区(II-2023)、高住D地区(II-2024)、上原B地区(II-2030)、小沢見①地区(II-3612)、白兔D地区(III-4003)、白兔G地区(III-4006)、御熊D地区(III-4007)、御熊E地区(III-4008)、御熊F地区(III-4009)、御熊G地区(III-4010)、御熊H地区(III-4011)、大畑E地区(III-4020)、妙徳寺B地区(III-4022)、洞谷G地区(III-4030)、双六原E地区(III-4040)、三津C地区(III-4044)、三津D地区(III-4045)、吉岡温泉町D地区(III-4051)、三山口G地区(III-4052)、三山口J地区(III-4055)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第169号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年5月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月26日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人れしーぶ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小河 和泉
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町宮谷240-24
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の方を対象にして、地球に暮らす一員として、環境保全に関する活力ある事業活動、こどもがいきいきと未来の拓き人として成長できる環境づくり、地域福祉のためのコンサルテーション・人材育成や組織の支援、地域再生のための農業活動など関心がある方々と、まーるネットワークを図り協働活動を行い、鳥取の豊かな自然との共生を図りながら、町で暮らすすべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。
- 6 定款の変更事項
名称、目的、事業、入会

鳥取県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条中央地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

鳥取県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条中央地区（第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

鳥取県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 満 男 東伯郡琴浦町八幡792-1

平成22年1月31日退任

鳥取県告示第173号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目139-1	有限会社中央福祉交通介護事業部	米子市富益町2868	居宅介護 重度訪問介護	平成22年3月8日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第10号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに倉吉市選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,746
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 147,879
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 13,909

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方自治公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月26日

鳥取県立鳥取養護学校長 田 中 一 雄

1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立鳥取養護学校スクールバス運行・管理業務 3,690便

2	契 約 方 式	一般競争入札
3	落 札 日	平成22年 2 月 25 日
4	落 札 者 の 名 称 及 び 所 在 地	有限会社ジャパン観光 鳥取市青葉町三丁目205
5	落 札 金 額	37,195,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入 札 公 告 日	平成22年 1 月 15 日
7	落 札 方 法	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立鳥取養護学校 鳥取市江津260